平成２６年（再イ）第１号
広島県呉市広古新開１丁目２番41―1301号
再生債務者　瀬戸　良市
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日　広島地方裁判所呉支部
平成２６年（再イ）第１号
山口県周南市大字徳山6775番地の８
再生債務者　大田としえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日　山口地方裁判所周南支部
平成２６年（再イ）第２号
山口県下関市小月高雄町４番22号
再生債務者　川谷　芳生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月23日
山口地方裁判所下関支部再生係
平成２５年（再イ）第７５号
北九州市八幡西区鉄竜２丁目５番17号
再生債務者　仲子　　透
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（再イ）第２号
北海道亀田郡七飯町大川８丁目８番９号
再生債務者　原口　広光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日　函館地方裁判所
平成２５年（再イ）第７４号
仙台市泉区北中山１丁目24番地の５
再生債務者　宮岸　弘和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２６年（再イ）第１号
千葉県君津市大井戸354番地
再生債務者　鈴木　幹一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日
千葉地方裁判所木更津支部
平成２６年（再イ）第３号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目83番地
再生債務者　日比野美里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日　岐阜地方裁判所
平成２６年（再イ）第４号
兵庫県伊丹市伊丹１丁目13番47―606号
再生債務者　赤瀬川工業こと　赤瀬川敏文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２５年（再イ）第２３８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮７丁目４番Ｅ―211号
再生債務者　相田　起男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月26日
横浜地方裁判所第３民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第４号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年６月５日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
埼玉地域担当推進役　西村　慎司

記

1　縦覧開始の日　平成26年６月６日（金）
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　埼玉県越谷市西方１―3340―１
独立行政法人都市再生機構
埼玉東部現地事務所
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成26年６月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．⑶⑮ホの次に次のとおり加える。
ヘ　北海道ＥＴＣ夏トクふりーぱす
㈠　割引をする自動車
㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	6,300円	7,900円

㈢　実施する期間
平成26年６月６日から同年10月27日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成26年７月22日、平成26年８月12日、平成26年８月13日、平成26年８月14日、平成26年９月16日、平成26年９月23日、平成26年９月24日及び平成26年10月14日。
㈣　適用区間
道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。
㈤　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額10円毎に１ポイントを付与するものとする。